

長野県国民健康保険給付内容一覧表

長野県国民健康保険団体連合会
(令和8年4月1日現在)

保険者名	コード番号	結核 37条の2	精神 通院	被保険者記号・番号 設定パターン		保険者名	コード番号	結核 37条の2	精神 通院	被保険者記号・番号 設定パターン	
(市・19)				記号	番号	(木曽郡・6)				記号	番号
長野市	0014	○	○	長	6桁	木曽町	0535	○		きそ	6桁
松本市	0022	○	○	松国	7桁	上松町	0543	○	○	上松3桁	4桁
上田市	0030	○	○	3桁	3桁－1桁	南木曽町	0550	○	○	なぎそ	5桁
岡谷市	0048			岡	6桁	木祖村	0576	○	○	木祖	4桁
飯田市	0055	○	○	いいだ	2桁－4桁	王滝村	0618	○	○	王滝	4桁
諏訪市	0063			諏	2桁－4桁	大桑村	0626	○	○	2桁	4桁
須坂市	0071			須	6桁	(東筑摩郡・5)				記号	番号
小諸市	0089			小諸	5桁	筑北村	0683			筑北	5桁
小伊那市	0097	○		01	7桁	麻績村	0691			麻績	4桁
駒ヶ根市	0105			02	7桁	生坂村	0717			生坂	6桁
中野市	0113			中野	1～7桁	山形村	0733	○	○	山形	4桁
大町市	0121			12	1～7桁	朝日村	0741			朝日	4桁
飯山市	0139	○(世)		いいやま	6桁	(北安曇郡・4)				記号	番号
茅野市	0147			茅	1～6桁	池田町	0824			池田	6桁
塩尻市	0154				7桁	松川村	0832			松川	6桁
千曲市	0162	○		千曲	1～7桁	白馬村	0865		○	白馬	5桁
佐久市	0170	○	○	3桁	3桁	小谷村	0873	○	○	小谷	1～4桁
東御市	0345	○	○	とうみ	7桁	(下伊那郡・13)				記号	番号
安曇野市	0766		○	安曇野	6桁	松川町	0899	○	○	松川	6桁
(南佐久郡・6)				記号	番号	高森町	0907			高森	6桁
佐久穂町	0196			さくほ	5桁	阿南町	0915			3桁	4桁
小海町	0204			小海	2～5桁	阿智村	0949			2桁	4桁
川上村	0212			2桁	4桁又は6桁	平谷村	0964	○	○	ひらや096	4桁
南牧村	0220			1桁	4～5桁	根羽村	0972			097	5桁
南相木村	0238			南相	4桁	下條村	0980			4桁	4桁
北相木村	0246			2桁	4桁	売木村	0998			2桁	4桁
(北佐久郡・3)				記号	番号	天龍村	1004			天龍100	4桁
軽井沢町	0261			軽	7桁	泰阜村	1012			101	5桁
御代田町	0287			みよた	5桁	喬木村	1020	○	○	喬木	4桁
立科町	0295			4桁	4桁	豊丘村	1038			とよおか	6桁
(小県郡・2)				記号	番号	大鹿村	1046			2桁	4桁
長和町	0337	○	○	3桁	5桁	(上高井郡・2)				記号	番号
青木村	0394	○	○	青木	1～4桁	小布施町	1095		○	おぶせ	1～5桁
(埴科郡・1)				記号	番号	高山村	1111		○	たかやま	4桁
坂城町	0402			さかき	5桁	(下高井郡・3)				記号	番号
(諏訪郡・3)				記号	番号	山ノ内町	1129	○	○	山内	1～6桁
下諏訪町	0428			しもすわ	2桁－3桁	木島平村	1137		○	木島平	4桁
富士見町	0436			043	5桁	野沢温泉村	1145	○	○	N	1～4桁
原村	0444			原	5桁	(上水内郡・3)				記号	番号
(上伊那郡・6)				記号	番号	信濃町	1178	○	○	信濃	4～5桁
辰野町	0469			04	7桁	飯綱町	1186			飯綱	5桁
箕輪町	0477			05	7桁	小川村	1228			小川	4桁
飯島町	0485			06	7桁	(下水内郡・1)				記号	番号
南箕輪村	0493	○	○	07	7桁	栄村	1251		○	さかえ	6桁
中川村	0501			08	7桁	(組合・2)				記号	番号
宮田村	0527	○		10	7桁	医師国保	3018			2桁	3桁又は3桁－3桁
						建設国保	3034			建2桁	4桁

※ ○印の保険者については対象疾病にかかる患者負担を支払う事を要しません。

なお、国民健康保険被保険者の給付であり、後期高齢者の給付内容ではありませんので、ご注意ください。

※ 飯山市結核37条の2“○(世)”については“世帯主”のみ給付対象としています。

患者負担割合と自己負担限度額

患者負担割合（法定給付分等）

国保一般被保険者	3割
未就学者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	2割
高齢受給者	2割※
	3割※

※現役並所得者は3割負担となり、それ以外の所得者は2割負担となります。

■70歳未満の自己負担限度額
＜平成27年1月～令和8年7月＞

旧ただし書き所得	所得区分	自己負担限度額(月額)	多数該当
901万円超	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円～901万円	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円～600万円	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下	エ	57,600円	
住民税非課税	オ	35,400円	24,600円



＜令和8年8月～令和9年7月＞

旧ただし書き所得	所得区分	自己負担限度額(月額)	多数該当	年単位の上限
901万円超	ア	270,300円+(医療費-901,000円)×1%	140,100円	1,680,000円
600万円～901万円	イ	179,100円+(医療費-597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円
210万円～600万円	ウ	85,800円+(医療費-286,000円)×1%	44,400円	530,000円
210万円以下	エ	61,500円		530,000円※
住民税非課税	オ	36,900円	24,600円	290,000円

・多数該当とは、高額療養費を申請される以前の直近12か月に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から、自己負担限度額が軽減されることをいいます。

※旧ただし書き所得86万円未満に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払となります。

■70歳以上75歳未満の自己負担限度額
＜平成30年8月～令和8年7月＞

課税所得	所得区分	自己負担限度額(月額)		多数該当
		入院	外来	
690万円以上	ア (現役並みⅢ)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%		140,100円
380万円以上	イ (現役並みⅡ)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%		93,000円
145万円以上	ウ (現役並みⅠ)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		44,400円
145万円未満	エ (一般)	57,600円	18,000円※	
住民税非課税	低所得者Ⅱ	24,600円	8,000円	
住民税非課税(所得が一定以下)	低所得者Ⅰ	15,000円		

※一般区分については、年間(8月～翌7月)の合計額144,000円が上限となります。



＜令和8年8月～令和9年7月＞

課税所得	所得区分	自己負担限度額(月額)		多数該当	年単位の上限
		入院	外来		
690万円以上	ア (現役並みⅢ)	270,300円+(医療費-901,000円)×1%		140,100円	1,680,000円
380万円以上	イ (現役並みⅡ)	179,100円+(医療費-597,000円)×1%		93,000円	1,110,000円
145万円以上	ウ (現役並みⅠ)	85,800円+(医療費-286,000円)×1%		44,400円	530,000円
145万円未満※①	エ (一般)	61,500円	22,000円※②		530,000円※④
住民税非課税	低所得者Ⅱ	25,700円	11,000円※③	24,600円	290,000円
住民税非課税(所得が一定以下)	低所得者Ⅰ	15,700円	8,000円		180,000円

・多数該当とは、高額療養費を申請される以前の直近12か月に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から、自己負担限度額が軽減されることをいいます。

・75歳に到達する月(1日生まれの者は除く)については、国保及び後期高齢者制度で一部負担金の自己負担限度額がそれぞれ1/2となります。

※①収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含み、旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※②一般区分については、年間(8月～翌7月)の合計額216,000円が上限となります。

※③低所得者Ⅱについては、年間(8月～翌7月)の合計額96,000円が上限となります。

※④課税所得28万円未満に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払となります。

法別公費一覧

医 療 種 別	法 別 番 号	医 療 種 別	法 別 番 号
感 染 予 防 { 37条の2 37条 (結核の入院患者)	10	母 子 健 康 法 養育医療	23
	11	感 染 症 予 防 { 一類感染症等 新感染症	28
		心 神 喪 失 等	29
障 害 者 総 合 支 援 法 { 更生医療 育成医療 精神通院医療 療養介護医療	15	肝 炎 治 療 特 別 促 進 事 業	30
	16	特 定 疾 病	38
	21	小 児 慢 性	51
	24	施 設 入 所	52
児 童 福 祉 法 療 育	17	難 病	53
原 子 爆 弾 被 爆 者 { 認定疾病 一般疾病	18	B 型 肝 炎	54
	19	石 綿 (アスベスト)	62
精 神 保 健 措置入院	20	児 童 福 祉 法 障害児施設	66
麻 薬 取 締 入院措置	22	地 方 単 独 事 業	79
			80、81、83、85、87※

※ 地方単独給付事業について詳細な事業別の公費負担者番号は、下記のとおりです。

地方単独給付事業	ウイルス肝炎	抗ウイルス療法	80203805、80208010
		抗ウイルス療法以外	81208118、81208019
	特定疾病	原則適用者	81208217
	福祉医療費	乳幼児等	8320****
		ひとり親家庭等	8520****
		障がい者	8720****